

株式会社エスユーエス 定 款

1999年12月20日	作成
2000年 6月27日	改正
2001年 8月20日	改正
2001年10月25日	改正
2003年 2月28日	改正
2003年 6月26日	改正
2005年 3月15日	改正
2006年 6月26日	改正
2008年 6月26日	改正
2009年 6月29日	改正
2010年 6月28日	改正
2010年12月20日	改正
2013年 8月26日	改正
2015年12月24日	改正
2017年 4月27日	改正
2018年 3月 7日	改正
2019年12月23日	改正
2020年12月23日	改正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エスユーエスと称し、英文では SUS Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 労働者派遣事業
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) AR 技術及び VR 技術を応用した事業
- (4) IT コンサルティング事業
- (5) HR テクノロジー事業
- (6) 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画、開発、販売に関する事業
- (7) 各種情報の収集・企画及び販売に関する事業
- (8) 各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業
- (9) コンピューター関連機器、ソフトウェア及びハードウェアならびにシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸、保守管理及び輸出入ならびにこれらの代理に関する事業
- (10) ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業
- (11) 情報システムの開発、設計及びプログラムの作成ならびにこれらの保守に関する事業
- (12) 機械、装置、器具または機械により構成される設備の設計または製図に関する事業
- (13) 生産、製造及びその他の各種業務アウトソーシング事業
- (14) 各種教育、訓練、研修に関する事業
- (15) コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業
- (16) 各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業
- (17) 起業家支援に関する事業

(18) 前6号から16号についての受託、請負業務及び技術提供

(19) 前各号に関連または付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会の決議において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(期末配当及び基準日)

第 40 条 当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。

(中間配当及び基準日)

第 41 条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上、現行の定款に相違ありません。

2020 年 12 月 23 日

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8

京都三井ビルディング 5 階

株式会社 エスユーエス

代表取締役 齋 藤 公 男